

2026年5月28日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

不正事案の未然防止・早期発見に向けたソニー生命の取組進捗について

当社の連結子会社であるソニー生命保険株式会社（代表取締役社長：坪田 博行、本社：東京都千代田区）が、本日、不正事案の未然防止・早期発見に向けた同社の取組進捗に関する重要なお知らせを同社ウェブサイトに掲載しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、連結業績への影響については、現時点では未定です。今後の調査結果を踏まえ、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表します。

以 上

2026年5月28日
ソニー生命保険株式会社

不正事案の未然防止・早期発見に向けた弊社の取組進捗について

ソニー生命保険株式会社（以下、「弊社」）の専属代理店（プレミア・エージェンシー）ならびに弊社営業社員および弊社元営業社員による金銭に関わる不適切な行為により、ご迷惑をおかけしたお客さまをはじめ、日頃より弊社にご信頼をお寄せいただいておりますお客さまおよび関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社では、2026年4月24日に公表¹したとおり、弊社専属代理店および弊社営業社員が担当しているお客さまのご契約状況や金銭に関する不審な点がないかの確認を開始しております。本日は2026年4月24日までにお申し出いただいたお客さまへの確認状況、今後の確認スケジュールおよび新たに開始する取組について、進捗をお知らせいたします。

1. 2026年4月24日までにお申し出いただいたお客さまへの確認状況

2026年4月24日までに、弊社に金銭に係る不適切行為が疑われるお申し出をいただいたお客さまは31名であり、そのうち22名のお申し出が弊社営業社員（元営業社員を含む）に関するもの、9名のお申し出が弊社専属代理店に関するものです。

■弊社営業社員に関するお申し出の確認状況

弊社営業社員に関する22名のお客さまからのお申し出について、これらのすべてのお客さまに連絡を行い、2026年5月22日時点で18名について事実確認が完了しております。保険料や保険金の詐取、費消流用といった保険業務における金銭不祥事は確認されておりません。一方、お客さまへの投資話の持掛け、または金銭の借り受けといった不適切な金銭の授受を4名確認しております。対象となったお客さまに対しては、お客さまの保護と弊社の社会的責任に鑑み、個々の状況を慎重に検討し、弁護士等外部の専門家の見解を確認したうえで、真摯に対応を検討してまいります。

¹ 2026年4月24日公表「不正事案の未然防止・早期発見に向けた弊社の取組について」
https://www.sonymlife.co.jp/company/news/2026/files/260424_oshirase.pdf

保険業務における金銭不祥事

区分	事実認定したお申し出数	関わった営業社員数	営業社員が受け取った金額
保険業務における金銭不祥事 (詐欺、横領、費消・流用、等)	0名	—	—

保険業務に関わらない不適切な金銭の授受

区分	事実認定したお申し出数	関わった営業社員数	営業社員が受け取った金額
お客さまに投資または儲け話を持ち掛けて金銭を受け取った行為	1名	1名	約 3,800万円 ^{※1}
お客さまから金銭を借り受けた行為・ その他の金銭に関する社内規程の違反 (金銭貸借、等)	3名	3名	約 230万円 ^{※2}
合計	4名	4名	約 4,030万円

※1：お客さまに投資または儲け話を持ち掛けて金銭を受け取った行為について、その後の調査から、表中に記載の1名の元営業社員が、お申し出いただいたお客さま以外に6名のお客さまから約6,300万円の金銭を受け取っていたことが判明しております。

※2：お客さまから金銭を借り受けた行為について、その後の調査から、表中に記載のうち1名の元営業社員が、お申し出いただいたお客さま以外に4名のお客さまから約1,700万円の金銭を受け取っていたことが判明しております。

また、事実確認が完了した18名について、上記の表に記載の事案の他に、社内規程において取扱が認められておらず、サービスポリシー（お客さまに対する権限明示）でも取扱を表明していない投資商品やその取扱業者等をお客さまに紹介したことが、2名のお客さまからのお申し出により確認されました。お客さまからの金銭の受け取りはありませんが、営業社員が紹介した行為によりお客さまが取扱業者等にお支払いされた金額は約3,150万円です。

事実確認については、弁護士等外部の専門家の見解を確認しながら進めております。また、不適切な金銭の授受を確認した事案について、営業社員の弊社在職中の行為に対しては、社内規定に基づき厳正に処分を行ってまいります。

■弊社専属代理店（プレミア・エージェンシー）に関するお申し出の確認状況

弊社専属代理店に関する9名のお客さまからのお申し出については、すべてのお申し出が投資商品等を紹介した疑いであること、加えて、弊社とは独立した別法人である専属代理店とお客さまとの間での行為であることから、事実や証拠の確認に時間を要しており、いずれも現時点では事実確認中です。以下の2.に記載のとおり、2026年4月28日より開始しているお客さま確認とあわせて、引き続き、事実確認を進めてまいります。

2. 弊社が開始したお客さま確認の概要

弊社では、2026年4月24日に公表したとおり、複数のお客さまからお申し出いただいている事態を重く捉え、弊社専属代理店および弊社営業社員が担当するお客さまに対しご契約状況や金銭に関する不審な点がないかの確認を実施することといたしました。

弊社専属代理店が担当する約9万人のお客さまに対する確認は2026年4月28日より開始しております。今後は、お客さまからの回答、問い合わせに真摯に対応するとともに、事実確認を進めてまいります。

弊社営業社員が担当する約270万人のお客さまに対しては、2026年5月27日よりメールでのご連絡を開始しております。今後、順次、郵送やお電話等でのご連絡、ご確認も実施してまいります。

また、弊社からお送りするメール等を受け、ご契約状況の確認も含め、多くのお客さまからお申し出、お問い合わせをいただくことを想定しております。このようなお申し出、お問い合わせに丁寧に対応するとともに、ご連絡がつかないお客さまに対して、複数の手段で継続的にご連絡させていただくことから、概ねすべてのお客さまへのご確認が完了する時期は2026年11月末を見込んでおります。

なお、お客さまへの確認範囲や調査プロセス等については弁護士等外部の専門家の見解を確認しながら進めております。

3. 不正事案の未然防止・早期発見に向けた更なる強化について

2026年4月24日に公表したとおり、弊社では2017年度以降、各種手続の改善や営業社員の制度変更、内部管理体制の強化など、保険業務に関する不祥事の未然防止・早期発見に向けた取組を継続的に進めてまいりました。また、2024年度以降は保険業務に関わらない不適切な金銭の取扱への対応として、お客さまと営業社員の「密室化」を防ぐべく、弊社（本社）からお客さまへ直接コンタクトを行う本社アフターフォローコールの導入や、営業社員がご案内できる（またはご案内できない）商品・サービスをご説明する「権限明示」の申込時必須化、複数の営業社員がお客さまの状況を共有しチームでお客さまをお守りする「共同保全」をより一層進めてまいりました。これらの取組については、一定の効果が認められる一方、現時点においても不適切な金銭の取扱が発生している現状を踏まえると、強化の必要性を認識しております。

取組のさらなる強化については、2026年4月28日より開始したお客さま確認の結果を受けて原因分析を行い、検討してまいります。上記1.に記載のとおり、既に保険業務に関わらない不適切な金銭の授受を複数確認していることを踏まえ、2026年10月以降、お客さまのご契約を担当する営業社員に加え、本社からお客さまへの直接コンタクトを強化することといたしました。「密室化」の回避に向けては、上記2.に記載のとおり、営業社員が担当するお客さまへのご連絡を順次開始しておりますが、ご確認完了後も継続して本社がお客さまとコンタクトし続ける体制を構築してまいります。概要は以下のとおりです。

■本社専門部署がお客さまに直接コンタクトを行う体制の概要

- ・2024年11月よりお申し込み時に一般的に弊社営業社員がご案内できる（またはご案内できない）商品・サービスを明確化して示す「権限明示」を必須化しているところ、今後はお取り扱いを担当する一人ひとりの営業社員の専門資格や取扱可能商品等に応じた情報を追加する仕様に変更します。（2026年10月開始予定）

- ・お申し込み時の本社からの確認コールについて、現在、資産形成商品のお申し込みやご高齢のお客さまのみを対象としているところ、今後はすべてのお申し込みについて、本社からもご契約内容やお客さまのご意向をお電話で確認してまいります。（2027年4月開始予定）

- ・お申し込み時のみならず、すでにご加入いただいているすべてのお客さまに対し、本社からアプリ・LINE・SMS・メール・電話といった多様な連絡手段を通じて定期的にご連絡し、不適切な取扱行為がないことを確認してまいります。（2027年4月開始予定）

4. 次回の進捗報告について

今回は2026年9月中旬を目途に、その時点における弊社専属代理店が担当するお客さまへの確認結果および弊社営業社員が担当するお客さまへの確認における進捗状況等を公表する予定です。

弊社のコンプライアンス態勢について

弊社では、お客さまからの信頼の確保およびお客さま保護の観点からコンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、態勢の強化に取り組んでいます。

詳細は下記よりご確認ください。

<https://www.sonylife.co.jp/company/corporate/management/compliance/>

コンプライアンスに関する基本方針および行動規範

弊社では生命保険会社の社会的責任と公共的使命を果たすために、「コンプライアンス基本方針」および「ソニー生命行動規範」を定めています。

詳細は下記よりご確認ください。

<https://www.sonylife.co.jp/company/corporate/management/compliance/>

弊社の勧誘方針（MCC ガイドライン）

MCC（マーケットコンダクト・コンプライアンス）ガイドライン（営業活動方針）は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に準拠した弊社の「勧誘方針」です。

詳細は下記よりご確認ください。

<https://www.sonylife.co.jp/company/corporate/management/guideline/>

お問い合わせ窓口

弊社営業社員および弊社募集代理店に所属する保険募集人との間で①から③に該当することがございましたら、弊社カスタマーセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ① 保険契約のお手続き時またはお手続き後に、現金または弊社名義以外の銀行口座等への振込等で、担当者に金銭を渡したことがある。
- ② 担当者から弊社取扱商品以外の投資話を持ち掛けられたことがある。
- ③ 上記以外に気がかりなことや不審に思うことがある。（例：金銭貸借や特別な利回りを謳うこと、私的口座への振り込み指示など）

【お客さまご相談窓口】

ソニー生命保険株式会社 カスタマーセンター

フリーダイヤル：0120-158-821

受付時間：9：00～17：30（日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

【報道関係のお問い合わせ先】

ソニー生命保険株式会社 調査広報部 広報課

電話：03-5290-6228 メールアドレス：press@sonylife.co.jp

以上